## <u>質問回答</u>

NO.	質問	回答
1	【別添2仕様書2(2)】「(2) JCM設備補助事業の事業報告書及び設備	必要性は個別判断によります。経費へ計上の必要が発生した時点で
	の稼働状況等確認業務」において補助事業者に対する方策の検討にお	環境省担当官に可否を確認することが望ましいです。
	いて必要が生じた場合、弁護士費用を予算並びに経費に計上すること	
	は可能でしょうか?	
2	【別添2仕様書2(3)②】「(3)JCM資金支援事業等に関する国内外	別途委託される業務の受託者からの連絡がない限り、10か国に至ら
	の理解促進等業務」	ない場合は問題ございません。
	②における「環境省が別途委託する業務にて開催される 「JCMの実	
	施に関するセミナー」の想定国数は10か国程度とされています。別	
	途委託される業務の受託者からの連絡がない限り、10か国に至らな	
	くても支障はありませんか?	
3	【別添2仕様書2(4)⑤】「(4)JCM資金支援事業等への参画促進検	現行JCMの発展系としての多国間でのJCMの取組を想定してます。
	討等業務」	これまでの署名国や案件の数を踏まえた上で候補としてASEANを想
	⑤の「星との連携によるASEAN地域等での展開」の意図することは	定しています。具体的な検討に際しては、環境省担当官と協議の上
	何でしょうか?特にASEAN地域が指定されていますが、それ以外の	決定するものと致します。
	地域であっても支障はありませんか?	